

創業

ご利用いただける方

【融資対象1】〔創業前〕 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、原則として事業に必要な許認可等を受けている方

【融資対象2】〔創業後〕 「ご利用いただける方」の条件を満たし、創業した日から5年未満である中小企業者及び組合（個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人で創業した日から5年未満の方を含む。）

【融資対象3】〔分社化〕 「ご利用いただける方」の条件を満たし、東京都内で分社化（※1）しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額（※2）	2,500万円（融資対象1は自己資金（※3）に1,000万円を加えた額の範囲内）		
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内
		変動金利	「短プラ+0.7%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.9%以内 5年超7年以内 2.1%以内 7年超 2.3%以内
		変動金利	「短プラ+0.5%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	全事業者に対し、信用保証料の2分の1		
その他	「創業関連保証（1,000万円）」及び「創業等関連保証（1,500万円）」を併用する場合には2口に分けての申込みとなります。		

※1 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。

※2 （1）融資限度額の取扱い

融資対象1及び3は、「創業関連保証（1,000万円）」及び「創業等関連保証（1,500万円）」の範囲内とします。

（2）認定特定創業支援事業に係る「創業関連保証」の特例

国に認定された区市町村の創業支援事業計画に基づく認定特定創業支援事業により支援を受けて創業しようとするもの（以下「支援創業関連」といいます。）の融資限度額は3,000万円（ただし、融資対象1は自己資金に1,500万円を加えた額の範囲内）とします。また、融資対象1については「創業関連保証（1,500万円）」を創業6か月前から利用できるものとします。

※3 自己資金 = (1) - (2)

(1) 創業しようとする者が事業に充てるために用意した次のアからカまでの合計額

- ア 残高の確認できる預貯金
- イ 客観的に評価が可能な有価証券に保証協会の定める評価率を乗じたもの
- ウ 敷金、入居保証金
- エ 資本金・出資金に充てる資金
- オ 融資申込み前に導入した事業設備（不動産を除く。）
- カ 客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）

(2) 次のア及びイの合計額

- ア 残存返済期間が2年以上ある住宅ローン、設備資金等長期返済を前提とする借入金の年間返済予定額の2年分
- イ その他の借入金全額

必要書類	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「共通書類」。ただし、融資対象1については「所得税の確定申告書の写し」及び「納税証明書」、融資対象2、3のうち確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要 ・ 事業に必要な許認可書の写し ・ 創業計画書 ・ 支援創業関連の場合、区市町村長の証明書の写し
融資対象1	<p>次の（1）から（7）に該当する自己資金を有する場合は、上記のほか、その金額等を確認できる次の書類の写し（ただし、（4）の証明書及び書面については原本）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 預金については、預金通帳又は預入日及び満期日が表示された証書等預金残高の推移が確認できるもの （2） 有価証券については、取引通知書、計算書又は投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの （3） 敷金及び入居保証金については、賃貸借契約書及び預り証等の差入金額等の確認ができるもの （4） 資本金又は出資金については、株式払込金保管証明書、出資払込金保管証明書又はその会社を代表すべき者が作成した発行価格の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、「取引明細等払込取扱機関が作成した書面」又は「払込取扱機関における口座の預金通帳の写し」を添付したもの （5） 融資申込み前に導入した事業用設備については、領収書等支出した金額が確認できるもの （6） 上記以外の自己資金で金額を確認できる客観的な証明書類 （7） 借入金については、返済予定表又は借入残高が確認できるもの及び借入の始期、終期が確認できるもの

創業（創業支援特例）

▶ 特例措置 ～ 「創業」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方

「創業」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方

- （1） 産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- （2） 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援事業に準ずる支援（※）を受け、その証明を受けていること。

必要書類

「創業」の必要書類のほか、創業支援に関する証明書

※ 直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいいます。